

田原本町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12条の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年5月25日

田原本町監査委員 米 田 隆 史

田原本町監査委員 古 立 憲 昭

こども未来課

監査結果公表日 平成29年7月3日（田原本町監査第2号）

措置結果通知日 平成30年5月25日

[監査の結果]

町が平成9年度より社会福祉法人「愛和会」（以下、単に「愛和会」という。）に委託して宮古保育園で実施してきた「地域子育て支援拠点事業」（以下、「拠点事業」という。）の平成27年度事業の委託料精算報告の中に偽造された領収書が含まれていることが明らかになった。また、同じく実績報告のチェック過程で、求められている職員配置が適正に行われていないことが明らかになった。

しかし、平成26年度以前の支出経費及び職員配置等の実績の精査はまだ行われていない。

また、町内の保育園3園はすべて愛和会が経営しており、同じ契約方式で「一時預かり事業」「病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）」「病児・病後児保育事業（病後児対応型）」も拠点事業と同様、愛和会に委託しているが、愛和会の経理は本部での一括処理であり、これら委託事業にかかる支出経費及び職員配置等の精査にはまだ着手していない。

さらに、「田原本町保育所運営費補助金」の「2歳未満児保育事業」及び「特別支援保育事業」にかかる支出経費及び職員配置等についても精査が必要であるが、そのための事務が始まっているとは言えない。

従って、愛和会にかかわるこれら調査を過去に遡って改めて厳密に行い、不適正又は虚偽の報告が行われていたことが明らかになった場合は、すでに愛和会にわたっている委託料・補助金等の返還のために必要な措置を講じられたい。

[措置の内容]

平成29年度定期監査における監査結果報告書において、社会福祉法人愛和会に対して委託した「地域子育て支援拠点事業」をはじめとする各保育所委託事業の委託料及び保育所運営費補助事業の補助金について、「これら委託事業にかかる支出経費及び職員配置等の精査を過去に遡って改めて厳密に行い、不適正又は虚偽の報告が行われていたことが明らかになった場合は、すでに愛和会にわたっている委託料・補助金等の返還のために必要な措置を講じられたい。」とのご指摘をいただくとともに「短期日のうちに精算業務を完了させ、調査結果を町民にわかり易く説明することによって、一日も早く失われた町行政に対する信頼を回復すべきである。」とのご意見をいただいたところです。

ご指摘を受けて、法人側に対して、現存する平成 26 年度以前の関係書類の提出を求め、これら事業に関する支出経費及び職員配置等について、精査を実施いたしましたので、その内容及び結果について報告します。

1 調査に基づく返還請求額

今回の調査において確定した平成 23 年度から平成 28 年度までの委託料及び運営費補助金の返還額は次のとおりです。

委託費返還額 : 32,870,015 円

運営費補助金返還額 : 50,959,086 円 合計 : 83,829,101 円

なお、返還に至った要因別の返還額は次のとおりです。

① 実体の確認できない領収書の添付による返還金	484,932 円
② 適正な総事業費等の精査による返還金	34,570,389 円
③ 支給要件の精査による返還金	48,773,780 円

2 調査の方法及び内容

法人に対して、現存する会計帳簿書類、領収書等の証憑及び保育関係書類の提出を求め、次のとおり、その内容を精査しました。

(1) 支出証拠書類（領収書）の実体確認

委託事業等に係る適正な事業経費を特定するため、実体の確認できない領収書をその対象から除外するため、取引先等への反面調査を行った。その結果、平成 27 年度の「病児保育事業」において、484,932 円の過払いがあったことが確認されました。

なお、平成 27 年度の「地域子育て支援拠点事業」については、今回の調査に先行して実施した昨年 6 月の調査において、761,816 円の実体の確認できない領収書が確認されており、適正な事業費等の精査による返還額と合わせて、3,260,012 円の返還を同法人に求め、既に返還済みであるため、今回の精査による返還額からは除外しています。

(2) 適正な総事業費等の確認

委託料等に係る総事業費等については、「人件費」「保育材料費」「水光熱費」等で構成されていることから、これらの項目について精査を行いました。

人件費については、各委託事業等に従事することが可能であった職員の存在を保育日誌、担任表及び賃金台帳等で確認しました。

保育材料費については、会計帳簿書類及び領収書等を精査することで適正な総事業費の範囲を特定しました。

(3) 支給要件の再確認

上記の調査の過程で、一部の事業において、委託料の算定の基準となる支給要件の適用に誤りがあることが判明したことから、当該事業に係る返還金を確定しました。

- ① 病児（病後児対応型）保育事業
- ② 延長保育事業（加算分）
- ③ 一般管理費補助事業（水光熱費）

3 平成 23 年度以前の委託料及び保育所運営費補助金の精査

本町及び法人における関係文書の保存状況を調査したところ、それぞれの文書保管規定に則って、平成 23 年度以前の書類については、一部の書類を除いて廃棄されており、適正な総事業費及び補助金額について精査することができない状態であったことから、

返還請求を行うことはできないと判断しました。

しかし、平成 23 年度については、本町が本件調査を開始した平成 29 年 1 月時点で実績報告書等の関係文書が担当課において保管されていたこと及び平成 24 年度～平成 26 年度の調査において、返還の要因が法人側による「支給要件の誤認」と認められた「病児（病後児対応型）保育事業」「一般管理費（水光熱費）補助」「延長保育事業（加算分）」については、

- ・ 平成 24 年度以降と支給要件に変化がなかったこと
- ・ 利用状況についても大きな変化がなかったこと

などから、当該 3 事業については、支給要件の差異によって発生する委託料等について返還請求することができると判断しました。

4 国及び県への補助金の返還

今回調査の対象とした保育所委託事業については、別添 6「保育所委託事業に係る国・県補助金名及び補助割合」のとおり、国及び県の補助事業となっており、法人側からの委託料の返還を受けて、別添 7「社会福祉法人愛和会への委託費に係る補助金返還額（未確定）」により、本町としても国及び県への補助金の返還が必要になる。

具体的な返還に向けた事務処理は、現在、県と調整をおこなっているところであるが、返還方法及び返還額が確定次第、速やかに返還する必要がある。

5 今後の対応

今回、監査結果報告書において、「委託事業の進捗を注意深く観察し、事業効果を測り、事業年度終了後は速やかに人員配置等の実績が適切であったか、概算払いされた資金が必要かつ適切に使われたか、領収書等によって毎年個別にチェックすることは、業務委託をする側にとって必要最低限の義務である。公金を扱う者は事件事故が起こり得ないように細心の工夫をして事務を執行すべきである。」とのご指摘・ご意見をいただきました。

また、田原本町議会において設置された「地域子育て支援拠点事業及び補助金等適正化調査特別委員会」による調査報告書においても、「今後は定期的に調査等を行う等、不正行為の抑制、チェック体制の構築に努めること。」とのご指摘・ご意見もいただいたところです。

本町におきましては、これらのご指摘・ご意見と法律や会計に関する識見者、学識経験者、公募による委員によって構成された田原本町補助金等適正執行調査委員会（第三者委員会）のご提言をもとに、「田原本町職員倫理規程」、「田原本町補助金等事務手続ガイドライン」及び「田原本町法令遵守推進条例」を制定したところです。

今後は、同委員会による調査報告書にもあるように、町の組織風土と不十分なチェック体制など、保育委託事業のみならず、不適正な事務処理手続きに至った行政の責任は大きく、町長を始めとし職員全てが、再発防止に力を入れ、町民等の信頼を早期に回復するよう行政運営を行い、常に危機意識を持って、厳正に事務を執行してまいります。

また、法人に対しても、同様の事案が再発することがないように指導継続するとともに、適正な保育サービスの質の確保と継続がなされるよう併せて指導してまいります。